

みどり認定を受けた畜産農業者は 畜産経営環境調和推進資金が活用できます！

みどり認定とは、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学農薬の使用量低減や温室効果ガスの排出削減など、**環境負荷低減に取り組む農業者の活動計画**を、都道府県が認定するものです。

みどり認定を受けた畜産農業者が、環境負荷低減に取り組むために、家畜排せつ物を堆肥化するための施設・機械等を整備する取組を支援する融資制度があります。

対象者

都道府県知事からみどり認定を受けた畜産農業者

使途・支援内容

ポイント

みどり法に基づく計画を家畜排せつ物法に基づく計画とみなします

まずは「みどり認定を受けて畜産経営環境調和推進資金を借りたい」ことを各都道府県庁(又は公庫支店)にご相談ください。

～資金の活用事例～



自社の農地に施用する堆肥の製造を効率化する堆肥舎を整備。

■ 処理高度化施設(共同利用施設を含む)の整備に必要な資金
(堆肥舎・自動攪拌機の改良・造成・取得など)

■ 借入限度額：負担額の80%又は次のいずれか低い額
(個人) 3,500万円、(法人) 7,000万円 等

■ 借入金利：1.4% (令和6年7月現在)

■ 償還期限：20年以内(一部の使途では15年以内)

【留意点】

- ・ほかにも資金をご利用いただくための要件等があります。
- ・公庫による審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。

取扱融資機関

㈱日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫
(以下「公庫」といいます。)

さらに！ みどり投資促進税制 も活用できます！！

認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減に必要なとなる設備**を導入し、税務申告を行った場合、次の金額を**上乗せして償却**できます。
(機械など：取得価額×32%、機械と一体となった建物など：取得価額×16%)

税制特例の対象機械



税制対象一覧
はこちら



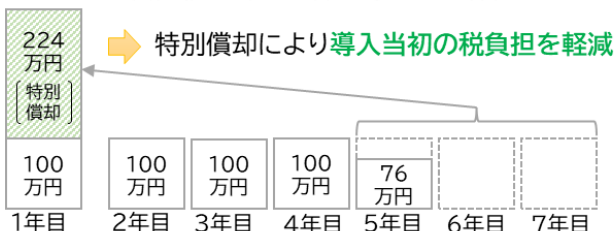
自動攪拌機・付帯施設 ペレタイザー

【留意点】

- ・税制対象一覧に掲載のない機械は税制の適用が受けられません。
- ・計画認定前に取得した機械等は税制の適用が受けられません。

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



農林水産省、公庫は、みどり認定者の取組を応援します！

お問い合わせ先：

(資金の利用について)最寄りの公庫の支店

(制度の内容、税制について)農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
(TEL:03-6744-7186)